

関東子ども健康調査支援基金 運営規約

第1条 名称と目的

この団体の名称を「関東子ども健康調査支援基金」とします。

この団体の目的は、福島第一原発事故による放射能被ばくした（している）関東圏の子どもたちの健康影響をスクリーニングする体制を支援し、もって懸念される健康への影響を早期発見し早期治療ができる市民態勢を整備することを目的とします。

この目的のために、広く市民・団体からの支援を集め、また地元および全国の医師・医療関係者ならびに支援団体との連携・協力関係をつくることとします。

第2条 団体の構成

この団体の構成は、正会員および賛助会員から構成します。正会員は運営に参加すると共に、会員名簿を共有して関東各地の健康調査・検診の開催を主催してゆきます。

第3条 団体の運営

1. この団体は2013年9月1日に設立しました。
2. 若干名の世話人及び世話人代表を置き、団体を代表し、とりまとめを行います。
3. 正会員より若干名の運営委員を選出し運営委員会を構成します。運営委員会は基金の運営について協議します。また、健康調査のための医師らおよび他の支援団体との連携、ならびに健康調査の実施主体となる関東各地のグループ・団体との連携事務をおこいます。
4. 団体の所在地は「茨城県守谷市本町281 常総生協内」に置くこととします。
5. 基金には、若干名の会計監査を置きます。

第4条 会計

1. 団体の目的とする健康調査支援のために会費、カンパ、寄付金を集めます。
2. 正会員は個人1口2,000円以上、団体1口5,000円以上を納入します。
3. 団体の趣旨に賛同し支援する賛助会員は、個人1口1,000円以上、団体1口3,000円以上を納入します。
4. 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とします。初年度は設立日より翌年3月31日までとします。

第5条 附則

この規約は、2013年7月1日より施行します。